

# 福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター 研究紀要の発行に関する細則

附属教育実践総合センター長制定 平成23年 4月 1日  
一部改正 平成23年 7月19日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター運営規程第3条第6号に定められたセンター研究紀要の発行に関し、同規程第15条の規定に基づき、必要な事項について定める。

2 センター研究紀要の名称は、「教育実践研究」（以下「研究紀要」という。）とする。  
(編集委員会)

第2条 研究紀要の編集及び発行のため、教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）に研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、研究紀要の編集及び発行に関する権限と責務を有する。

3 編集委員会は、投稿原稿について閲読、採否、その他必要な業務を行う。  
(編集委員)

第3条 編集委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、委員長は教育学部附属教育実践総合センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

(1) センター長

(2) センター専任教員及び兼任教員 5名

(3) その他、センター長が必要と認めた者

2 前項第3号に定める者は、福岡教育大学（以下「本学」という。）の専任教員から指名されるものとする。

3 編集委員会は、第2条第3項に定める閲読のため、本学専任教員を閲読委員として委嘱することができる。

(発行回数及び時期)

第4条 研究紀要は年1回、3月31日に発行する。ただし、定期発行のほか、必要に応じて、臨時に発行することができる。

## 第2章 投稿要領

(投稿できる者)

第5条 研究紀要に投稿できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 本学、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園の専任教員

(2) センター客員教授及び客員准教授

(3) 前2号に該当する者との共同執筆者（学部学生が投稿する場合は、第1著者は前2号に該当するものでなければならない。）

(4) 編集委員会が特に認めた者

(原稿の種類)

第6条 投稿できる原稿の種類は、教育実践に関する研究論文、研究ノート及び資料とし、いずれも未公刊のものとする。

2 投稿原稿には、1編ごとに1以上の電子媒体を添付しなければならない。

(原稿の編数等)

第7条 投稿できる原稿の編数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 共同執筆を含め1誌につき2編以内とする。ただし、編集上の都合により、1編に制限されることがある。原則として、1編につき刷り上がり8頁以内とする。

(2) センター専任教員及び兼任教員については、センターの研究成果を公刊する場合に限り、さらに1編を投稿することができる。

(原稿の作成要領)

第8条 投稿する原稿は、次の各号にしたがって作成するものとする。

- (1) 原稿は横書きで、完成原稿とする。
- (2) 原稿には、題名・著者名(和文及び欧文)、和文300字、欧文175ワード以内の要約、3から5個のキーワード(和文又は欧文)を記載する。
- (3) 前条に規定する刷り上がり頁数には、題名・著者名、要約、キーワード、図・表・写真注釈、引用文献リスト等をすべて含む。なお、刷り上がり1頁の分量は、字数換算で2448字(24字×51行×2)とする。
- (4) 図・表・写真は、必要最小限の枚数及び大きさとし、1点ごとに本文とは別の用紙に作成し、縮尺率と本文中の挿入位置を明記して、原稿に添付する。図・表はトレースしたものに限る。
- (5) 注は、原則として本文中の該当箇所の右肩に1)、2)の番号を付し、本文末尾に通し番号順に一括記載する。
- (6) 引用文献の表示は原則として次のとおりとする。
  - ア 論文の場合 著者名、論文名、雑誌名、巻号、発行年、頁とする。
  - イ 著書の場合 著者名、書名、発行年、発行所、発行地とする。
- (7) 本文見出しの表記は次のとおりとする。

・ I. II. III. …… 1.2.3. …… (1) (2) (3) …… 1) 2) 3) ……
- (8) 原稿のなかで、ゴシック体とする箇所には赤の波線を、イタリック体とする箇所には赤のアンダーラインを付記する。

(校正)

第9条 投稿者による校正は、原則として行わないものとする。

(投稿の締切)

第10条 投稿の募集公示及び投稿の締切は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 投稿の募集公示は9月末日までに行い、投稿希望者は10月末日までに題名の届け出を行うものとする。
- (2) 投稿の締切は12月20日とし、締切日が土曜日又は日曜日の場合は、翌週の月曜日とする。

(抜刷の経費)

第11条 抜刷の経費は、原則として1編につき30部までを研究紀要発行費で負担し、30部を超える分については投稿者の負担とする。

(学術情報リポジトリへの登録)

第12条 原則として、掲載論文はすべて本学学術情報リポジトリに登録する。ただし、登録については投稿者の意思確認を行い、それを尊重して決定する。

(原稿の提出先)

第13条 投稿原稿の提出先は、センター内「研究紀要編集委員会」とする。

### 第3章 雑則

(事務)

第14条 研究紀要の編集及び発行に関する事務は、センター専任教員と事務職員が処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、研究紀要の投稿、編集及び発行に関し必要な事項は、編集委員会の議を経て、センター長が定める。

### 附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要発行規程(平成16年8月26日制定)及び福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要投稿要領(平成16年8月26日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成23年7月19日から施行する。